

改正割販法省令改正 検討課題⑤ 取引条件の表示、書面の交付に関する意見

2017年3月15日
一般社団法人FinTech協会

提供・表示項目に関する考え方

- 法第30条の2の3の趣旨は「支払関係が長期にわたって継続するため、契約内容が複雑になることに鑑み、書面により契約内容を明確にし、もって購入者等の保護を図る」である。支払の長期的管理に資する項目については、加盟店からの初期情報よりも、毎月定期的に提供されるイシューからの利用明細がはるかに優れているため、そちらに委ねるのが合理的である。
- 長期的管理と関連性のない情報の必要性は、1回払いの場合と変わらないため、本来的には割賦販売法で義務付ける必要性に欠ける。もっとも、リボ・分割払いを選択する場合には高額商品で、重要な品物であるという傾向はあると思われ、加盟店への問い合わせも典型的に多いともいえそうである。そのため、消費者がいつ何を購入したかを確認し、加盟店と連絡を取ることが可能となる程度の記載は必要と考える。ただし、自ら購入・利用した商品・役務であることが前提であり、詳細までの記載は不要。
- 消費者被害を防ぐために導入された特殊な記載事項で、現時点でも必要性が肯定できる情報は、一般の加盟店に影響のない範囲で、提供・表示を許容できる。

提供・表示項目（省令レベル）案

省令 (第54条)	項目	必要性	新項目案	コメント
1号	包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者の名称及び住所又は電話番号	△	購入・役務提供加盟店の名称等及び連絡先	連絡先が把握できれば良いため、法人名に限られず略称・店舗名称等の記載で良く、連絡先についても、店舗の性質に応じ電話番号・メールアドレス、サイトURL等柔軟な記載を認めるべき
2号	契約年月日	○		
3号	商品名	△	商品名等購入商品・提供役務を示す事項	商品・役務提供との紐づけが目的であり、詳細な記載までは不要
4号	商品の商標又は製造者及び機種又は型式（権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類）	×	—	商品・役務提供との紐づけが可能であれば良く、3号に加えて記載の必要性が欠ける
5号	商品の数量（権利又は役務の場合にあつては、契約上権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間）	×	—	商品・役務提供との紐づけが可能であれば良く、3号に加えて記載の必要性が欠ける
6号	包括信用購入あつせん関係販売等契約について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号	×	—	1号と重複するため不要
7号	役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項	△	—	このような約定をする特殊の加盟店では必要性があるように思われるが、時代の変化により、消費者保護の必要性が失われているのであれば削除すべき
8号	商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項	△	—	このような約定をする特殊の加盟店では必要性があるように思われるが、時代の変化により、消費者保護の必要性が失われているのであれば削除すべき
9号	権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項	△	—	このような約定をする特殊の加盟店では必要性があるように思われるが、時代の変化により、消費者保護の必要性が失われているのであれば削除すべき
10号	商品に隠れた瑕疵がある場合の責任についての定めがあるときは、その内容	×	—	通常の加盟店でもこのような定めを置くことがあり得るが、特に割賦販売法で義務付ける必要はないと考えるため削除すべき
11号	前各号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容	×	—	通常の加盟店でもこのような定めを置くことがあり得るが、特に割賦販売法で義務付ける必要はないと考えるため削除すべき
12号	包括信用購入あつせん関係販売等契約が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨	△	—	このような約定をする特殊の加盟店では必要性があるように思われるが、時代の変化により、消費者保護の必要性が失われているのであれば削除すべき